

行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくること
によって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計
画を策定する。

1. 計画期間 2023年4月1日から2026年3月31日までの3年間

2. 内 容

目標1 母性保護および育児休業者への復職支援制度を促進する。

<対策>

- ・2023年4月～ 母性保護・育児休業者への復職支援制度の内容および社内体制につ
いて周知し、促進する。
- ・2024年4月～ 以後は、定期的に社内周知を実施する。また、総括を行いながら継
続的に効果検証を行い、これまでの施策の変更や新たな施策の検討
を行っていく。

目標2 子どもが保護者である社員の働いているところを見ることができ「子
ども参観日」を年1回実施する。

<対策>

- ・2023年7月 実施要項および参加募集を社内通知する。
- ・2023年8月～ 「子ども参加日」の実施。
- ・2024年4月～ 前年度の評価を行い、内容の変更等を検討し、実施する。
- ・2025年4月～ 前年度の評価を行い、内容の変更等を検討し、実施する。

目標3 育児休業から復帰した社員に対するカウンセリングを実施する。

<対策>

- ・2023年4月～ 運用ルールの検討開始。
- ・2023年7月～ 運用ルールの決定、社内通知による社員への周知および実施。
- ・2024年4月～ 以後は、総括を行いながら継続的に効果検証を行い、これまでの施
策の変更や新たな施策の検討を行っていく。

目標4 リフレッシュや自己啓発を目的とした休暇（年次有給休暇または特別休暇）の
毎月1回以上取得を推進する。

<対策>

- ・2023年4月～ 推進方法の検討開始。
- ・2023年7月～ 推進方法の決定（ゆとり創造委員会にて共有）、社内通知による社内通知による社員への周知および実施。
- ・2024年4月～ 以後は、定期的に社内周知を実施する。また、総括を行いながら継続的に効果検証を行い、これまでの施策の変更や新たな施策の検討を行っていく。

以上